

# 預金管理契約書

## 第1条（目的）

この契約は、「高齢者グループホーム サンシャインホーム」へご入所なさっている方が円滑に生活をおくるため、ご利用者又はご家族及び代理人の希望により、ご利用者の金銭及び通帳等の管理を施設へ委託するものです。

## 第2条（業務及び責任者）

- 1 施設は、ご利用者名義の通帳からの入出金をご利用者及びご家族及び代理人に代わって行います。
- 2 責任者は施設長が担当し、印鑑を管理し、事務長が補助者となり、通帳を管理します。
- 3 その他の貴重品は、施設長が保管します。

## 第3条（入出金の範囲）

- 1 入金については、ご家族及び代理人・年金・行政からの振込、通帳の利子等の管理をします。
- 2 出金については、介護保険税・介護保険費用負担金・その他の日常生活費・サービスの提供とは関係のない費用・国民健康保険税・医療費等の管理をします。
- 3 ご利用者の希望により高額な費用のかかるものは、ご家族及び代理人の同意を得ます。

## 第4条（料金）

ご利用者又はご家族及び代理人は、預金管理費として毎月施設へ¥1,500-を支払います。

## 第5条（報告）

施設は、年4回ご利用者又はご家族及び代理人に受託内容の明細を報告します。

## 第6条（閲覧）

ご利用者及びご家族及び代理人は、委託内容をいつでも閲覧できます。

## 第7条（解約）

この契約は、ご利用者が施設を退所するときは自動的に解約となります。

第8条（解約に伴う引渡）

施設は、解約時の実状がわかる書面を添えて、ご利用者又はご家族及び代理人に通帳・印鑑等を引き渡します。

第9条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者・ご家族・代理人及び施設は、信義誠実を持って本契約を履行します。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令及びその他の諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者・ご家族・代理人及び施設が誠意を持って協議のうえ定めます。

第10条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず裁判となるときは、施設の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者・ご家族・代理人及び施設が署名押印の上、1通ずつを保有するものとします。

契約締結日                    令和      年      月      日

委託者

<ご利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

<ご家族及び代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

受託者

東京都 第1374900718号  
住 所 東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2  
施設名 認知症高齢者グループホーム サンシャインホーム  
代表者 施設長 奥 下 洋 平 印

